

平成 2 8 年 3 月 1 0 日

第 1 回 廿 日 市 市 議 会 追 加 議 案 (そ の 2)

(第 1 回 定 例 会)

廿 日 市 市

議案第 69 号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案を次のように提出する。

平成 28 年 3 月 10 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の
整理に関する条例

(廿日市市公園条例等の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加え、「15歳に達する日の翌日」を「6歳に達する日後の最初の4月1日」に改める。

- (1) 廿日市市公園条例（昭和63年条例第21号）別表第2廿日市市スポーツセンターの第1号の備考1、同表廿日市市スポーツセンターの第2号アの備考9、同表廿日市市スポーツセンターの第2号イの備考4、同表佐伯総合スポーツ公園体育館の第1号の備考、同表佐伯総合スポーツ公園体育館の第2号の備考5、同表佐伯総合スポーツ公園野球場の第1号の備考4、同表佐伯総合スポーツ公園野球場の第2号アの備考4、同表佐伯総合スポーツ公園陸上競技場の第1号の備考5及び同表佐伯総合スポーツ公園テニスコートの第1号の備考4
- (2) 廿日市市サッカー場設置及び管理条例（平成18年条例第43号）別表1の備考5
- (3) 廿日市市パークゴルフ場設置及び管理条例（平成19年条例第32号）別表備考
- (4) 廿日市市宮浜温泉グラウンド・ゴルフ場設置及び管理条例（平成22年条例第8号）別表備考

(はつかいちアルカディア設置及び管理条例の一部改正)

第2条 はつかいちアルカディア設置及び管理条例（平成9年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2備考1中「とする」を「をいう」に改め、同表中備考4を備考5とし、備考3を備考4とし、備考2を備考3とし、備考1の次に次のように加える。

- 2 「小学校児童」とは、小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在学する者及びこれら以外の者で6歳に達

する日後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。

(廿日市市福祉健康増進保養センター設置及び管理条例等の一部改正)

第3条 次に掲げる条例の規定中「「幼児」を「この表において、「幼児」に、「3歳以上」を「3歳以上」に改め、「もの」の次に「をいい、「小学校児童」とは小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在学する者及びこれら以外の者で6歳に達する日後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの」を加える。

(1) 廿日市市福祉健康増進保養センター設置及び管理条例（平成15年条例第29号）別表備考

(2) 廿日市市健康増進施設設置及び管理条例（平成17年条例第57号）別表備考

(廿日市市岩倉ファームパーク設置及び管理条例の一部改正)

第4条 廿日市市岩倉ファームパーク設置及び管理条例（平成15年条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表第2備考中「小学校児童」の次に「（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在学する者及びこれら以外の者で6歳に達する日後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。）」を加える。

(廿日市市歴史民俗資料館条例の一部改正)

第5条 廿日市市歴史民俗資料館条例（平成15年条例第76号）の一部を次のように改正する。

別表中「小学生・中学生」を「小学生及び中学生」に改め、同表備考1中「高等学校及び中学校の生徒並びにこれに準ずる」を「備考2から備考4までに定める」に改め、同表備考2中「の生徒及びこれに準ずる」を「、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校その他これらに準ずる学校に在学する」に改め、同表備考3を次のように改める。

3 この表において「小学生」とは、小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在学する者及びこれら以外の者で6歳に達する日後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。

別表備考に次のように加える。

4 この表において「中学生」とは、中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在学する者及びこれら以外の者で12歳に達する日後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。

(宮島水族館設置及び管理条例の一部改正)

第6条 宮島水族館設置及び管理条例（平成17年条例第55号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「小学生・中学生」を「小学生及び中学生」に改め、同表備考1中「小学生・中学生」、「幼児」を「小学生、中学生、幼児」に改め、同表備考2を次のように改める。

2 「小学生」とは、小学校、義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部その他これらに準ずる学校に在学する者及びこれら以外の者で6歳に達する日後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。

別表第1中備考8を備考9とし、同表備考7中「・中学生」を「」、「中学生」に、「備考3」を「備考4まで」に改め、同備考を同表備考8とし、同表備考6中「の生徒及びこれに準ずる」を「、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校その他これらに準ずる学校に在学する」に改め、同備考を同表備考7とし、同表中備考5を備考6とし、備考4を備考5とし、備考3を備考4とし、備考2の次に次のように加える。

3 「中学生」とは、中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部その他これらに準ずる学

校に在学する者及びこれら以外の者で12歳に達する日後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。

(廿日市市国民宿舎事業の設置等に関する条例の一部改正)

第7条 廿日市市国民宿舎事業の設置等に関する条例(平成17年条例第56号)の一部を次のように改正する。

別表第2中備考4を備考5とし、備考3を備考4とし、備考2を備考3とし、備考1の次に次のように加える。

2 「小学校児童」とは、小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在学する者及びこれら以外の者で6歳に達する日後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。

別表第3中備考2を備考3とし、備考1の次に次のように加える。

2 「小学校児童」とは、小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在学する者及びこれら以外の者で6歳に達する日後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。

(廿日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第8条 廿日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「小学校」の次に「(義務教育学校及び特別支援学校を含む。第11条及び第27条第3項において同じ。)」を加える。

(廿日市市宮島包ヶ浦自然公園設置及び管理条例の一部を改正する条例の一部改正)

第9条 廿日市市宮島包ヶ浦自然公園設置及び管理条例の一部を改正する条例(平成27年条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表を改め、同表を別表第3とし、附則の次に2表を加える改正規定

を次のように改める。

別表中「第6条関係」を「第20条関係」に、「一時使用」を「一時利用」に改め、同表中備考6を備考9とし、同表備考5中「一時使用」を「一時利用」に改め、同備考を同表備考8とし、同表中備考4を備考7とし、同表備考3中「（昭和23年法律第178号）」を削り、同備考を同表備考6とし、同表備考2中「夏季とは、7月20日から8月31日までの期間を、」を削り、同備考を同表備考5とし、同表中備考1を備考2とし、同備考の次に次のように加える。

3 「小学校児童」とは、小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在学する者及びこれら以外の者で6歳に達する日後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。

4 「中学生以上」とは、小学生以上である者のうち小学校児童でないものをいう。

別表備考2の前に次のように加える。

1 「小学生以上」とは、6歳に達する日後の最初の4月1日以後にあるものをいう。

別表を別表第3とし、附則の次に次の2表を加える。

別表第1（第5条関係）

区 分		利用時間
ビーチハウス		9時から17時まで
シャワー（水・温水）		10時から17時まで
風呂		11時から17時まで
栈敷		9時から17時まで
家族用ケビン	宿泊	16時から翌日の11時まで
	一時利用	9時から15時まで
団体用ケビンA		16時から翌日の11時まで

第1・第2炊事棟		9時から17時まで
団体用ケビンB	宿泊	16時から翌日の11時まで
	一時利用	9時から15時まで
集会室		9時から17時まで
レストハウス	土曜日及び休日の前日以外の日	9時から17時まで
	土曜日及び休日の前日	9時から21時まで
テニスコート	土曜日及び休日の前日以外の日	9時から17時まで
	土曜日及び休日の前日	9時から21時まで
運動広場		9時から21時まで
バーベキューハウス	宿泊者	17時から21時まで
	宿泊者以外	10時から16時まで
キャンプ場	宿泊者	16時から翌日の11時まで
	宿泊者以外	9時から15時まで
D地区屋外炊事棟	宿泊者	17時から21時まで
	宿泊者以外	10時から16時まで

備考

- 1 ビーチハウス、シャワー（水）、風呂（団体用を除く。）及び棧敷については、夏季に限る。
- 2 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。

別表第2（第10条関係）

区 分		単 位	利用料金の範囲
シャワー （水）	小学生以上の者	1人1回につき	100円から 260円まで

シャワー（温水）		1人1回につき	150円から 390円まで		
風呂	幼児	1人1回につき	70円から 190円まで		
	小学生以上の者		150円から 390円まで		
栈敷		1区画（5平方メートル）1日につき	1,570円から 4,090円まで		
家族用 ケビン	宿泊	通常期	1戸1泊につき	7,560円から 19,650円まで	
		夏季		8,400円から 21,840円まで	
	一時利用	宿泊者	通常期	1戸につき1時間までごとに	630円から 1,630円まで
			夏季		730円から 1,910円まで
		宿泊者以外	通常期		1,260円から 3,270円まで
			夏季		1,470円から 3,820円まで
団体用 ケビン A	宿泊	幼児	1人1泊につき	260円から 670円まで	
		小学校児童		520円から 1,360円まで	
		中学生以上の者		1,050円から 2,730円まで	

第1・第2炊事棟			1人1回につき	150円から 400円まで	
団 体 用 ケ ビ ン B	宿泊	通常期	1戸1泊につき	25,200円から 65,520円まで	
		夏季		27,820円から 72,340円まで	
	一時利用	宿泊者	通常期	1戸につき1時 間までごとに	2,520円から 6,550円まで
			夏季		2,780円から 7,220円まで
宿泊者 以外		通常期	3,780円から 9,820円まで		
		夏季	4,150円から 10,800円まで		
集会室			1日につき	4,200円から 10,920円まで	
			1時間までごと に	630円から 1,630円まで	
テニスコー ト	平日	1面につき1時 間までごとに	520円から 1,360円まで		
	日曜日及び休日		680円から 1,760円まで		
運動広場（照明を使用する場 合）			30分まで	1,050円から 2,730円まで	
			30分を超え3 0分までごとに	260円から 670円まで	
バーベキューハウス			1人1回につき	100円から 270円まで	

D地区屋外炊事棟	1人1回につき	50円から 130円まで
----------	---------	-----------------

備考

- 1 「小学生以上」とは、6歳に達する日後の最初の4月1日以後にあるものをいう。
- 2 「幼児」とは、3歳以上の者で小学校就学前のものをいう。
- 3 「小学校児童」とは、小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在学する者及びこれら以外の者で6歳に達する日後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。
- 4 「中学生以上」とは、小学生以上である者のうち小学校児童でないものをいう。
- 5 通常期とは、夏季以外の期間をいう。
- 6 休日とは、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日をいう。
- 7 家族用ケビンの定員は4人、団体用ケビンBの定員は16人とし、これらの施設を定員を超えて利用する場合は、この表に定める額に次の表に定める額をそれぞれ加算した額とする。

区 分			単 位	加算する額	備 考
家族 用ケ ビン	宿泊	通常期	1泊につき定員 を1人超えるご とに	1,890円から 4,910円まで	超える員数 は1人まで とする。
		夏季		2,100円から 5,460円まで	
団体 用ケ ビン B	宿泊	通常期		1,570円から 4,090円まで	超える員数 は4人まで とする。
		夏季		1,730円から 4,510円まで	

- 8 冷暖房を利用するときは、この表に定める額に次の表に定める額をそれぞれ加算した額とする。

区 分		単 位	加算する額
家族用ケビン		宿泊	1戸1泊につき 780円から 2,040円まで
		一時利用	1戸につき1時間 までごとに 100円から 270円まで
団体 用ケ ビン A	14人用	宿泊	1戸1泊につき 2,620円から 6,820円まで
	24人用		4,200円から 10,920円まで
団体用ケビン B		宿泊	1戸1泊につき 3,150円から 8,190円まで
		一時利用	1戸につき1時間 までごとに 260円から 670円まで
集会室		1日につき	2,100円から 5,460円まで
		1時間までごとに	310円から 810円まで

9 テニスコートについて照明を使用する場合は、この表に定める額に次の表に定める額をそれぞれ加算した額とする。

単 位	加算する額
1面につき30分までごとに	150円から 400円まで

(廿日市市吉和魅惑の里設置及び管理条例の一部を改正する条例の一部改正)

第10条 廿日市市吉和魅惑の里設置及び管理条例の一部を改正する条例(平成27年条例第41号)の一部を次のように改正する。

別表第2を削り、別表第1を改める改正規定を次のように改める。

別表第2を削り、別表第1を次のように改める。

別表（第6条関係）

施設	区分		単位	使用料
簡易宿泊施設	宿泊	幼児	1人1泊	1,500円
		小学校児童		2,200円
		その他12歳以上の者		3,500円
	一時利用	1回4時間以内	1室	5,400円
ケビンA	宿泊		1棟	16,500円
	一時利用	1回4時間以内	1棟	8,250円
ケビンB	宿泊		1棟	12,350円
	一時利用	1回4時間以内	1棟	6,200円
研修室	1回4時間以内		1室	7,600円
風呂棟	宿泊者以外	幼児	1人	150円
		小学校児童		350円
		その他12歳以上の者		600円
	入浴回数券	11枚綴り	6,000円	
木工陶芸及び農産加工施設	専用利用	4時間を超えて利用する場合	1室	6,200円
		4時間以内	1室	4,150円
	個人利用		1人	450円
ギャラリー	専用利用		1日	6,200円
			4時間以内	4,150円
バーベキュー施設	屋根付き	1回4時間以内	1区画	3,800円
		4時間を超えて1時間までごとに	1区画	950円
	野外	1回4時間以内	1区画	1,650円
		4時間を超え	1区画	450円

		て1時間まで ごとに		
ふれあい ホー ル	9時から17時まで		1時間ま でごとに	3,450円
	17時から22時まで		1時間ま でごとに	5,400円
	ピアノ		1回	5,150円
オートキャンプ場	宿 泊		1基	4,150円
テントサイト	一時利用	1回4時間以内	1基	2,200円
R V パーク	宿 泊		1区画	2,000円
グラウンド・ ゴ ル フ 場	1ラウンド4時間以内 24ホール		1人	500円

備考

- 1 「幼児」とは、3歳以上の者で小学校就学前のものをいう。
- 2 「小学校児童」とは、小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在学する者及びこれら以外の者で6歳に達する日後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。
- 3 3歳未満の者が簡易宿泊施設の寝具を1人で使用して宿泊する場合は、幼児の使用料を徴収する。
- 4 1人で簡易宿泊施設1室を利用して宿泊する場合の使用料の額は、使用料の額の4割に相当する額を加算した額とする。この場合において、加算後の額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。
- 5 ふれあいホールを利用する場合に、音響設備を使用するときは、使用料の額の1割に相当する額を加算し、冷暖房設備を使用するときは、1キロワット時当たり35円を加算する。この場合において、加算後の額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第9条及び第10条の規定は、公布の日から施行する。

(提案理由)

学校教育法等の一部を改正する法律において学校教育法の一部が改正され、義務教育学校が創設されることに伴い、必要な規定の整理を行うため、この条例案を提出するものである。

